

令和元年12月10日

亀井委員

私からは、まずは障害者活躍推進計画素案について何点かお聞きします。

障害者雇用率制度について、昨年度は国や全国の地方公共団体において、対象障害者の不適切な計上が明らかになったことは、記憶に新しいところです。本来、民間事業者に対し、率先して障害者を雇用すべき立場にある地方公共団体において、そのような事態が発生したことを重く受けとめなければならないと思います。

こうした事態を受けて、国において障害者雇用促進法の改正が行われ、各地方公共団体では障害者活躍推進計画の策定が義務づけられるということですが、本県の計画策定に当たっても何点かお聞きします。

まず、今回、国において障害者雇用促進法の一部が改正されて、障害者活躍推進計画を策定することになりましたが、この法改正の趣旨について確認をします。

企業局管理担当課長

昨年、国及び地方公共団体の多くの機関におきまして、障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上が判明したことから、法定雇用率を達成していない国及び地方公共団体の機関におきまして、速やかな達成に向けた取り組みを進めることが求められています。

一方で、障害者の雇用を一層促進するため、障害者が活躍しやすい職場づくり、人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取り組みを確実に推進することが必要であることから、国、地方公共団体の機関においては、厚生労働大臣が示す障害者活躍推進計画作成指針に基づき、障害者活躍推進計画の策定が義務づけられたところです。

亀井委員

障害者活躍推進計画は、任命権者ごとに計画を策定することとなっているのですが、本県ではなぜ任命権者が連名で計画を策定するのですか。

企業局管理担当課長

職員の人事権においては、任命権者ごとに行使するものであるため、障害者雇用促進法で定められた障害者活躍推進計画においても、障害のある職員の任命や勤務管理等を行う任命権者ごとに策定するものとされていると解されます。

しかしながら、本県においては、ともに生きる社会かながわ憲章の理念を踏まえ、県庁全体で障害者の活躍推進に向けた取り組みを推進することとしていることから、各任命権者が連名で計画を策定するものです。

亀井委員

企業庁において令和元年6月1日現在の実質雇用率は2.69%と法定雇用率は満たしているのですが、雇用率算定のための調査はどのように行っているのですか。

企業局管理担当課長

調査においては、最初に全職員宛てにメールを送信して調査の実施を周知し

た上で、障害者手帳の保有状況を申告する調査票を所属長等に提出することにより確認しています。確認に際しましては、障害者手帳を保有していると回答した職員に対しては、手帳を確認するとともに、写しの提出もあわせてお願いしているところです。実施に当たりましては、調査への回答は強制ではないこと、回答の有無及び回答内容によって不利益は生じないことを明示するなど、職員のプライバシーに配慮し、情報管理を徹底した上で実施をしています。

亀井委員

障害者雇用において一番大事なのは、私は定着率だと思っているのです。企業庁としては、1年後の現場定着率が94.4%だと思うのですが、2年後や3年後、それ以降はどのような定着率になっているのですか。

企業局管理担当課長

企業庁においては障害者の数が知事部局に比べて少ない状況です。今、委員のおっしゃった1年目、2年目、3年目の職員において、やめた職員はいません。

亀井委員

これからも、やめた方はいらっしゃらないということは非常によいので、この定着率を絶対維持していただきたいと思います。

障害者の人数は27人ということなのですが、この人数の中の内訳はどうなっているのですか。知的や身体、精神障害もあるし、その障害の度合いもあると思うのです。どのような形になっていますか。

企業局管理担当課長

今、委員がおっしゃった27人については、法定雇用率の算定により算定した数字です。その算定の仕方によると、重度の障害については、掛ける2をして計算することになっていまして、法定雇用の数が27ですが、企業庁に令和元年6月1日現在在籍している、または在籍していた障害のある職員数は17名です。その17名の内訳については、身体障害の方が15名、精神障害の方が2名という内訳です。

亀井委員

今、職員数は17名だが重度の方を掛ける2で計算しているので、この数になると思うのですが、令和6年6月1日には目標を3.0%にするとおっしゃっているのですが、どのような部や課で、どのような形でふやそうと考えてらっしゃるのですか。

企業局管理担当課長

3%の目標設定においては、知事部局同様に、企業庁の障害者の採用に当たりましては、これまでも、法定雇用率2%台を上回る3%を目安として取り組んできました。これを、現在、計画素案に明示したのですが、今回の障がい者活躍推進計画が、障害者雇用の一層の促進を図るものですので、今、これからまさに計画をつくる場所ですが、計画に記載した事業を着実に推進して、この率の達成に向けて取り組んでいきたいと考えています。

亀井委員

3%にしたときは、先ほどの障害の分類の中では知的障害の方が入っていないのですが、これは入る余地があって、さらに、どういうところに配置しよう

かということも考えていますか。

企業局管理担当課長

精神障害の方、知的障害の方については、昨年度から採用試験を始めていまして、今年度の4月から神奈川県で採用しているところです。まだ、その採用が始まってことしが1年目ですので、試験というハードルもありますが、その障害のある方が対象となりましたので、今、特にここで具体的には申し上げられないのですが、そういった方にマッチングできるような仕事があれば、考えていきたいと思えます。

亀井委員

ぜひお願いしたいです。障害を抱えている方でも、しっかりと自己実現をすることも必要だし、社会に対してしっかりと貢献をしていただきたいと思うので、お願いしたいと思えます。

あと、この中にも書かれていますように、テレワークや拡大時差出勤のあり方が書かれています。テレワークありきではなくて、しっかりと職場に定着していただいて、もし仮に出勤が困難となればテレワークもよいかと思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

企業局管理担当課長

テレワークについては、神奈川県で、当初は介護、育児という形で導入しましたが、今、全ての職員を対象として対応できる制度になっています。今回、活躍計画素案にも、テレワークという表現を入れていまして、今後、そういった制度があることを、しっかりと周知していきたいと考えています。

亀井委員

制度を周知するのは当然なのですが、それをどのように取り入れようとしているのですか。

企業局管理担当課長

テレワーク制度については、知事部局も含めて持っている制度です。この計画についても、連名で計画をつくる状況ですので、庁内の検討会議にも企業庁として参加していますので、そういった場で、きょうここでいただいた意見等については話をしていきたいと考えています。

亀井委員

ぜひ深掘りしていただきたいと思っているのです。お答えいただいていることはよくわかるのだが、それがどこまで深掘りされているのかは非常に疑問なので、そこをしっかりと深掘りして、こういう形でやりますと周知するのは当然ですが、周知するものに関して、しっかりとどこまで深掘りしてやるから実効性があるのですと言っていたかないと、なかなか理解できないのではないかと思います。ですから、その辺のところをしっかりと厳しくシビアに見ていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

次の質問ですが、先ほども先行会派の方が質問されていましたが、事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、何点か質問します。

ここでは、平成12年に事務処理の特例に関する条例が施行されて以降、県のさまざまな事務権限が、地方分権のもと、市町村に移譲されてきたことは皆さん承知されていると思うのですが、今回の改正内容は、これまでとは逆に、市

町村から事務権限の引き上げを伴う改正となっています。

そこで、今回の条例改正について何点かお伺いするのですが、初めに、今回の条例改正によって土地区画整理法に係る事務権限を県に引き上げることにした市町において、平成12年に権限が移譲されて以降、この事務処理が何件あったのか、お聞きしたいと思います。

都市整備課長

今回の条例改正により、土地区画整理法に係る事務権限を県に引き上げることとした2市8町では、事務権限を移譲した平成12年以降、土地区画整理事業自体を実施していません。したがって事務処理は発生していません。

亀井委員

わかりました。ゼロ件ということですね。それでは、今回、事務権限を県に引き上げる市町において、今後、事務処理が発生する見込みはあるのですか。

都市整備課長

条例改正に当たり、今回、事務権限を県に引き上げる2市8町とは、今後の土地区画整理事業の実施の可能性について各市町の意向や地域の動向などを確認していますが、現時点で土地区画整理事業が施工される予定はなく、当面、事務処理が発生する見込みはないと考えています。

亀井委員

土地区画整理事業は、要は都市計画の中の市街地開発事業の一環である事業と私も認識をしているのですが、今回、このように引き上げをする市町では、今、見込みから話を聞いたところによると、人口減少が結構進んでいる市町が多い中で、開発などはしないでもよいと、何かそのような気持ちになってしまっているのかと非常に心配するところなのです。今後、もしかしたら開発があって、この市町の経済活性化がなるような事業があるかもしれないと思っているのですが、その辺はどうですか。

都市整備課長

当面、市街地整備、区画整理事業を初めとするものがない市町においては、今、いろいろな各市町に話を聞いている中では、それぞれの地域ごとのいろいろな課題がある中で、まちづくりに注力している市もあれば、ほかのことにいろいろ注力している市があると考えていますが、今回事務を引き上げた市町においても、今後、土地区画整理事業を初めとするまちづくり等が発生することも十分に考えられることですので、市町とは引き続き連絡調整等を密にやっていきたいと考えているところです。

亀井委員

見込みとしてはなかなか難しいのかもしれませんが、今のような都市計画の話になると、もしかしたら可能性があるかもしれないということであれば、事務処理が発生する見込みがなくはないので、そうすると引き上げる必要もないのではないかと思うのですが、いかがですか。

都市整備課長

土地区画整理事業が施工されておらず、実態として事務処理が発生しない市町においても事務権限を有していることから、事業が施工される場合に備え、あるいは住民からの問い合わせ等に対応するため、事務処理を行う体制を整え、

担当職員がジョブローテーションする中で、専門的な知識を維持し続けていかなければならないと考えています。執行体制が厳しい現状にある市町については、将来にわたって行政サービスを持続的、安定的に提供していくために、市町の意向も踏まえて事務権限を県へ戻すことも必要な対応であると考えています。

亀井委員

わかりました。事務量も多いですし、市町のほうが、そういう形で大変なのはわかるのですが、仮に、引き上げをする市町で、都市計画の絡みの中で区画整理事業が始まったときに、そうなった場合、人繰りはどうするのですか。市町の中では、もう引き上げてしまっていて、そのようなノウハウを持っている人がいないとなると、では人繰りはもう全部県の職員が担うということではよろしいのですか。

都市整備課長

引き上げた後には県のほうでその事務処理を行います。ただ、その事務処理も、市町と密接に連携をとりながら行って行って、支援も行っていく形になるかと思えます。

亀井委員

今の答弁からすると、そのまま置いてよいのではないかと思うのです。動きがないと、市町に置いておいても、県に置いておいても動きがなさそうだと、見込みがなさそうだとするので、もし仮に動きがあったとしたら、県の職員がもちろん先頭に立つのですが、市町の職員と一緒にやるということになると、市町の職員はそういう仕事をしていなければいけないと思うから、残しておいてよいのではないかと思うのです。

都市整備課長

繰り返しになりますが、市町でその事務を有しているという負担を軽減することから、今回、引き上げをすることになっていますので、通常の実業の市町の負担軽減ということで今回は権限を引き上げるとしたものです。

亀井委員

市町の場合は見込みがないのだから、負担がないわけでしょう。負担がないのだから、権限を置いておいてもよいのではないかと私は思うのだが、要するに、これからやる件数も何かなかなか見込みがなさそうだとすることなので引き上げるのだったら、引き上げなくてもよさそうだと私は思うのです。かみ合わない議論になってしまうので、この辺にしておくのですが、私が申し上げているのは、市町村の事務権限を県に引き上げる取り組みは、要するに国からの県への移譲、県から市町への移譲という地方分権の流れに逆行するのではないかとあって、質問しているのですが、それについてはどのようにお考えですか。

都市整備課長

県としては、市町村が担うことが適当と認められる事務権限については、今後も積極的に市町村へ権限移譲を行っていきたいと考えています。

一方、このたびの事務権限の引き上げについては、近年における市町村の事務執行体制の厳しい現状も踏まえて、それぞれの事務について、市町村のニーズもくみ取った上で始めた取り組みで、県の姿勢として、地方分権、権限移譲

を進めていく方向を変更するものではないと考えています。

亀井委員

今、市町村の事務量が多くなったということとともに、人繰りの関係で、土木、建設、建築のノウハウを持った職員がなかなか足りなくなり、職員の継続ができなくなっていることもよく聞くのです。ですから、こういう形で引き上げたとはいえ、仮に、こういうところで、都市計画の中で、土地区画整理事業が始まることも考えた場合には、そのような職員と連携してやらなければいけないので、ぜひ、それはしっかりとふだんから連携をとっていただいたほうがよいと思うのです。それは、市町での引き継ぎなどという話ではなくて、県からしっかりと市町との連携をして、人繰りでも市町が困らないようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次ですが、津波災害警戒区域の指定について何点かお聞きしたいのですが、県が公表した津波水深想定によると、私の地元である横須賀市では最大で約 20 平方キロメートルが浸水すると想定されていまして、津波対策は大変重要であると考えています。

そこで、本委員会に報告された津波災害警戒区域の指定について、何点かお聞きをしたいと思っているのですが、今回指定する津波災害警戒区域では規制がかからないことは承知をしているのですが、土砂災害特別警戒区域などに、津波防災地域づくりに関する法律においては、規制がかかる区域はあるのでしょうか。

砂防海岸課長

津波が発生した場合に、建築物が損壊、浸水し、住民等の生命、身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域について、法律に基づき指定すれば規制がかかります。

具体的には、一定の開発行為や建築の制限をすべき区域として、津波災害特別警戒区域を指定することができ、規制の内容によってオレンジゾーンとレッドゾーンの二つに区分されます。

亀井委員

先ほど、先行会派の質疑で、多分、イエローゾーンのところだったのですが、要するに規制はかからないですというような話だったと思うのですが、住民説明会のときに御意見をいただいている中で、例えば住民の側ではなくて、重要事項説明資料に書かなくてはいけないと答弁あったのですが、その辺のところを再度確認させていただけますか。

砂防海岸課長

津波災害警戒区域、俗に言うイエローゾーンの指定については、基本的に規制はかかりません。しかし、重要事項説明、土地の売買などを行う場合には、重要事項説明が発生します。

亀井委員

重要事項説明に記載をしなければいけないという部分に関して、住民から何か御意見はありましたか。

砂防海岸課長

今回、説明会を開催させていただきましたが、重要事項説明に関する質問は

ありませんでした。

亀井委員

住民から質問がないということは、宅建業者など、要するに重要事項説明をしっかりと記載して説明をしなくてはいけない業者からの御意見などはなかったのですか。

砂防海岸課長

宅建関係の皆様に関しては、今回、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会会長と公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部長宛てに依頼文を出させていただきました。そして、これについて会員の皆様に広く周知していただくようお願いしている状況です。

亀井委員

広く周知をすることに関して、例えば、イエローゾーンということからして重要事項説明に載せなくてはいけない、津波の確度が高いオレンジゾーンやレッドゾーンのところに関してはなおさらなのですが、これによる住民が今持っている不動産の価値に関しては、もっとナーバスにならなくてはいけないと思っているのですが、その辺はどのように考えているのですか。

砂防海岸課長

地価に関しましては、基本的には景気などさまざまな要因により決めるため、津波災害警戒区域を指定することによる地価の影響は予測できませんが、私たちとしては、何としても人命を守るということを第一に考えていまして、警戒区域の指定を進めたいと思っています。

亀井委員

今みたいに、イエローゾーン、オレンジゾーン、レッドゾーンに行くにしたがって海に近づいていくのですが、このゾーンというかエリアは、これからいろいろな要因で変更することも可能なのですか。それともそこでしっかりとフィックスされてしまうのですか。それによって、住民の気持ちというか、置かれた立場も変わってくると思うのですが、それはいかがですか。

砂防海岸課長

最初に、今回は津波災害警戒区域、イエローゾーンを指定します。次に、オレンジゾーン、レッドゾーンになりますと、特にレッドゾーンは市町の条例にもかかってきますので、そういう場合にいろいろな問題がありますので、市町と十分に意見交換して、オレンジゾーンについては県が指定しますので、意見をしっかりと持ち合わせながらやっていきたいと思っています。

亀井委員

今の議論は、土砂災害特別警戒区域のときにも、多分同じような議論になっているかと思うのです。もちろん、逃げなくてはいけないから、ソフト対策として絶対逃がさなくてはいけない、自分の命を損なってはいけないということが第一なのですが、そこに土地を持っている方々の価値観も大きくかかわってくると思いますので、そこをしっかりと考えていただいて、市町と連携をとってこの取り組みを進めていただくことを要望して、質問を終わります。